

工場立地法の概要

■目的

工場立地が環境保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工業立地に関する調査の実施、工場立地に関する準則の公表及びこれらに基づく勧告、命令等を行い、これらを通じて国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的としている。

■制度の仕組み

①届出対象工場（特定工場）

- ・業種：製造業、電気・ガス・熱供給事業者（水力、地熱発電所は除く）
- ・規模：敷地面積 9,000㎡以上 又は 建築面積(合計) 3,000㎡以上

②届出の内容

- ・「新設」・・・工場の新設
- ・「変更」・・・工場・緑地の面積等の変更
- ・「廃止」
- ・「氏名等変更」
- ・「承継」・・・工場の承継

③要件

・敷地面積に対する生産施設面積の割合 （業種によって8段階に区分）	30～65%以内
・敷地面積に対する緑地面積の割合	20%以上
・敷地面積に対する環境施設面積(緑地を含む)の割合	25%以上
・敷地周辺部に設置する敷地面積に対する環境施設面積(緑地を含む)の割合	15%以上

③届出の流れ

